

令和5年度 愛媛県中小企業等外国出願支援事業 募集案内（第2回）

令和5年7月5日

1 事業目的

本事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする愛媛県内の中小企業者等に対し、外国出願に要する経費の一部を補助金として交付することによって、諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進することを目的としています。

2 申請書受付期間

令和5年7月5日(水)～8月23日(水) 17:00

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業育成課 必着（郵送/持ち込み）

※補助金の電子申請システム”jGrants”による申請ができます。詳しくは「8 申請方法」をご覧ください。

3 事業内容

(1) 助成対象経費

採択決定後に発注し、実績報告書提出日までに支払った費用が対象となります。

対象となる経費については、別添1をご確認ください。

(2) 補助率・補助上限額

補助率：助成対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

補助上限額：1中小企業者あたり300万円以内

1申請案件に対する補助金の上限額：

■ 特許出願	150万円
■ 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願	60万円
■ 冒認対策商標登録出願 ^{※1}	30万円

※1 冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）への対策を目的とした商標登録出願をいいます。

4 申請要件

申請時に、以下(1)～(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます）^{※2}、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。

※2 中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。

また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

業 種	資本金の額及び従業員の数
①ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
②旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥小売業	5,000万円以下又は50人以下

なお、みなし大企業は対象となりません。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

(ア) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している

(イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有している

(ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している

(エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人が、直接又は間接に100%の株式を保有している

(オ) 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える

(カ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

※大企業とは上記中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合

※対象外の中小企業者であることが申請後に明らかになった場合は、本申請は無効となります。また、間接補助金交付決定後に明らかになった場合は、決定の取り消しを、交付後に明らかになった場合には、交付済み間接補助金の返還を請求することがあります。

(2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任代理人)の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者

(3) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し協力する中小企業者

※「フォローアップ調査」に回答していない事業者は、調査実施次年度の本事業に申請できません。

※「査定状況報告書」を提出していない事業者は、原則として、本事業に申請できません。

(4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他当財団が不相当と判断する中小企業者でないこと(「暴力団排除に関する誓約事項」<別添2>参照)

5 助成対象となる外国出願

以下(1)～(5)の条件をすべて満たしている出願が対象となります。

(1) 出願内容

既に日本国特許庁に行っている出願 (PCT 国際出願を含む。) と同一内容 (発明・商標の名称及び内容) で行なわれる出願

(2) 出願方法

下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

- パリ条約等に基づき、同条約第 4 条の規定による優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法 (ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない。)
- 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行った PCT 国際出願を同国の国内段階へ移行する方法)
- 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクト PCT 国際出願^{※3} であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法
※3「ダイレクト PCT 国際出願」には、優先権主張の基礎となる出願を有しないもののほか、先の PCT 国際出願を優先権主張の基礎とする出願も含まれます。
- ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法 (この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)
- マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法

(3) 出願人名義

既に日本国特許庁に行っている出願 (PCT 国際出願を含む。) と同一名義で行われる出願

(4) 出願日程

採択決定後、かつ実績報告書提出期限までに行われる出願

(5) 審査請求等

外国出願に際し審査請求が必要なものは、各国特許庁が定める期日までに審査請求を行う出願、また出願後、中間応答が必要になった場合に応答する出願

6 申請から助成金支払いまでの流れ

年間スケジュール	
令和 5 年 7 月 5 日	HP 等による公募告知・申請書類受付開始 (~6 月 23 日 17:00 締切り)
9 月上旬 (予定)	書面審査・選定委員会会でのプレゼンテーション
9 月中旬 (予定)	採否決定通知
↓	外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出 ※出願後、すべての費用の支払い完了後 30 日を目安に、最終締切り日までに実績報告書を提出してください。
令和 6 年 2 月 29 日 (木) 17:00	「実績報告書」提出 最終締切り

7 申請時提出書類

以下の (1) の書類は当財団のウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。

(1) 間接補助金交付申請書類

① 間接補助金交付申請書 [様式第 1-1] 又は [様式第 1-2]

- ・ 冒認商標の場合は [様式第 1-2]、それ以外は [様式第 1-1] をご使用ください。
- ・ 作成に当たっては、必ず、同サイトの「記入例」をご参照ください。

②協力承諾書〔様式第 1-1 の別紙〕又は〔様式第 1-2 の別紙〕（写し）

本書類は国内代理人から申請者に提出していただくものです（財団へは写しを提出）。

- ・チェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。
- ・選任代理人に依頼しない場合は必要ありません。ただし、申請書の「15 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄に、“選任代理人に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任で財団に提出できる”等の文言を記入してください。

(2) 添付書類

＜例：法人の場合＞

- ①登記簿謄本等の写し：最新情報記載のもの
- ②会社事業概要：会社パンフレット等で代用可能
- ③役員等名簿（様式第 1-1 の別添/様式第 1-2 の別添）：登記簿謄本記載の役職名を転記
- ④決算書の写し等：直近 2 期分
- ⑤出願書類等：出願日、出願番号、出願内容等が確認できる書類（枚数が多い場合は両面コピー）
 - 1) 基礎出願の出願書類
 - ア) 特許出願：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約
 - イ) PCT 国際出願：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約
 - ウ) 実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約
 - エ) 意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現
 - オ) 商標登録出願：受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）
 - 2) 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等
 - 3) 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等
 - 4) PCT 国際出願について提出された PCT 第 19 条(1)の規定に基づく補正書、PCT 第 34 条(2) (b)の規定に基づく補正書
- ⑥見積書（写しも可）
 - 国毎、費目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代）に分けて金額を明記（申請書の「9 間接補助金交付申請額（内訳）」を参照）
 - 翻訳受注者及び翻訳単価を明記（単価/1Word × Word 数）
 - 現地代理人の事業所名および同事務所の所在国を明記（仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、特段の事情がない限り認められません。別添 1 をご参照ください。）
 - 申請時に確定した金額が補助上限額となるため、為替レートは変動を考慮して設定することを推奨
- ⑦資金計画
当財団のウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。
- ⑧先行技術調査報告書／先行登録調査報告書：
 - 商標登録出願及び冒認対策商標登録出願については、先行商標調査結果を添付（本募集案内 10 を参照）
 - 国際調査報告書（ISR）がある場合：ISR の提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。先行技術調査報告書がある場合には ISR と併せて提出。
 - 国際調査報告書（ISR）がない場合：先行技術調査報告書を提出

⑨共同出願の場合の関連書類：持分割合が明記されているもの(契約書、覚書等)

⑩(賃上げ実施企業に対する加点措置を希望する申請者)

「賃金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」・前年度の「法人税申告書別表1」を提出

- ・常時使用する従業員がいる場合：(様式第2-1 給与総額)又は(様式第2-2 平均受給額)
- ・常時使用する従業員がいない場合：(様式第2-3 給与総額)又は(様式第2-4 平均受給額)

※添付書類は申請者の法人格によって異なりますので、必ず、[様式第1-1] / [様式第1-2]の末尾にある添付書類一覧をご確認ください。

8 申請方法

2通りの申請方法があり、選択することができます。

(1) 補助金申請システム「jGrants」を利用した申請方法

以下の<手順>の①～④に従い、手続きをおこなってください。(＜手順＞ ①～④をすべて終了した時点で受付完了とします。)

※補助金申請システム「jGrants (J グランツ)」の併用について

- ・「jGrants (J グランツ)」はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- ・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。
- ・使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には、2～3 週間程度の審査期間が必要となります。

(2) 「jGrants」を利用しない申請方法

以下の<手順>の③、④の手続きをおこなってください。(＜手順＞ ③、④両方の提出を確認できた時点で受付完了とします。)

<手順>

**** (jGrants を利用して申請する場合のみ) ****

①G ビズ ID の HP (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) にアクセスし、G ビズ ID を取得する。

(ID 取得に2～3週間かかりますので、早めにIDを申請する必要があります。)

②G ビズ ID 取得後、jGrants の HP (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) にアクセスし、G ビズ ID でログイン。補助金検索から「【愛媛県】令和5年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を選択し、事業者名等を入力し、申請する(複数案件を申請する場合は、その案件数だけ同じプロセスを行ってください)。

※「jGrants」についてのお問い合わせは、jGrants の HP からチャットボックスにてお願いします。

**** (jGrants 利用の有無にかかわらず共通) ****

③正1部、副6部、計7部を提出する(下記の宛先へ郵送/宅配便にて送付、または持込)。

- ・間接補助金交付申請書〔様式第1-1〕又は〔様式第1-2〕

(協力承諾書〔様式第1-1の別紙〕又は〔様式第1-2の別紙〕を含む)

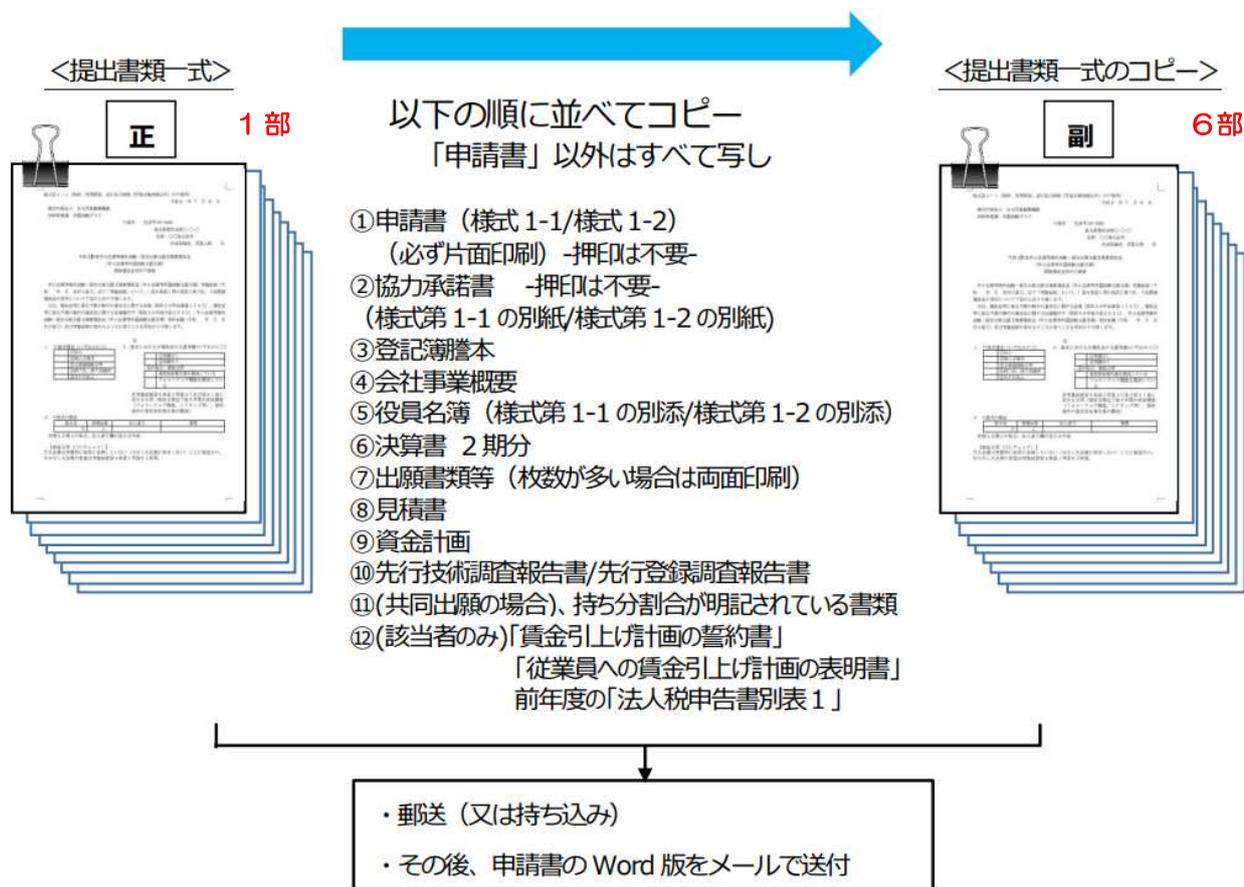
- ・添付書類一式
- ・(賃上げ実施企業に対する加点措置を希望する申請者)
「賃金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」〔別紙 2-1、2-2、2-3 又は 2-4〕・前年度の「法人税申告書別表 1」を提出

<宛先>

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業育成課 (担当: 平山)
〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ内
電話: 089-960-1201 FAX: 089-960-1105
E-Mail: k-hirayama@ehime-iinet.or.jp

④申請書〔様式第 1-1〕 / 〔様式第 1-2〕の Word 版を Eメールに添付して送信する。

<郵便/持ち込み書類のセットの仕方>



<注意事項>

- ・申請書〔様式第 1-1〕 / 〔様式第 1-2〕は原本、それ以外の書類は写しを提出のこと
- ・ホチキス止めやインデックス付けは行わないこと
- ・書類は原則として A4 サイズとし、7部ともクリップ留めとすること
- ・片面印刷とすること。ただし、出願書類については枚数が多い場合、両面コピーとすること。

※提出いただいた申請書及び添付書類は採択の可否に関わらず返却いたしません。ご了承ください。

9 選考方法

以下に掲げる事項を選定の基準として、「外国出願支援事業選定委員会」において書面及びプレゼンテーションにて採否を決定します。記載漏れや誤記、添付書類の不足など提出書類に不備がありますと、審査段階での採点に影響しますので、予めご承知おきください。

- 先行技術調査等（先行登録調査又は先行意匠調査）の結果から見て、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
- 次のいずれかに該当する中小企業者であること
 - ・ 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者
 - ・ 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者
- 外国出願、その後の権利登録に必要な資金能力及び資金計画を有していること
- 本補助金において助成される外国出願の査定状況や、フォローアップ調査等の報告を行う中小企業者

なお、所定の要件を満たす申請者に対し、審査上の加点措置を実施します。

- 平成 26 年度以降に当財団または日本貿易振興機構(JETRO)が実施する中小企業等外国出願支援事業を利用したことがない企業
- 地域未来牽引企業（うちグローバル型に類型される企業）として選定された企業
- JAPAN ブランド育成支援等事業に採択された企業
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に採択された企業
- 賃上げ実施企業

【賃上げ実施企業に対する加点措置】

加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式第 2-1～2-4「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出してください。

- ・ 申請後の 1 事業年度又は 1 年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・ 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要となります。
 - ※前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- ・ 賃上げが 1.5 パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要となります。

なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は誓約書・表明書の「留意事項」をご確認ください。

採否の結果はメールにて補助金交付決定通知書等を送付します。（審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承願います。）

10 留意事項

■ 計画変更の承認等

申請された内容で審査を行い、採否を決定していますので、申請内容（出願予定国、出願内容等）は、原則として採択後の変更を認めていません。申請内容と海外での出願内容が異なる場合、補助対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。出願予定国・地域の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予め当財団の承認が必要になりますので、出願前にご連絡ください。

例) 出願国数を減らす、現地代理人を変更する等

■ 審査請求の義務・中間応答について

審査請求が必要なものについては、各国・地域の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。

また、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。

■ 取下げ・放棄の禁止

本事業にて採択した出願については、採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することは認めていません。やむを得ず取りやめる場合は、当財団の事前の承認が必要です。

■ 査定状況報告書提出の義務

外国出願完了後、外国特許庁による査定状況(特許査定・拒絶査定・審査中・審判中・審査未請求等)について、採択後にお知らせする所定書類にて毎年当財団に報告してください。本報告は採択の翌年から結果が出るまでご報告いただきます。

また、査定状況報告書を提出していない事業者は、原則として、本事業に申請できません。

■ フォローアップ調査回答の義務

本事業完了後、5年間、特許等の取得・活用状況等について、特許庁が行うフォローアップ調査にご回答をお願いします。回答していない事業者は、調査実施次年度の本事業に申請出来ません。

■ 暴力団排除に関する誓約

別添2 記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

■ 免責

当財団は助成対象経費となる外国出願費用の助成を行いますが、実際の出願等については一切責任を負いません。

■ 個人情報

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、目的外利用はいたしません。

■ 採択案件の公表

採択された事業者については、本補助金実施要領第22条第2項の規定に基づき、企業名、所在地、交付の決定を受けた出願種別(「特許」、「商標」等)、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を、原則、公表します。なお、出願内容や、個人事業主の個人名は公表しません。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は採択決定後に発注する費用であり、外国出願に係る費用に限られます。従って、下記に該当する経費であっても、採択決定前に発生した費用は補助対象となりません。

経費区分	内 容
外国特許庁等への納付手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手数料 ・ PCT 国際出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国移行に係る費用は除く) ・ 商標のマドプロ出願の出願手数料 ・ 意匠のハーグ出願の出願手数料 ・ 外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用(審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、PPH 費用等)
代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国出願に係る国内代理人(弁理士)費用 優先権主張等に係る代理人手数料は、内訳(日本国特許庁に支払う印紙代と代理人手数料の各費用)が明確な場合において補助対象になる場合があります。 ・ 現地代理人費用 <u>本補助金で助成対象となる代理人費用は、国内 1 事務所、現地(出願国毎) 1 事務所を前提としています。</u>前述の 2 か所の代理人の間に第 3 者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接、現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則補助対象となりません。但し、当該国に出願する際、第 3 者を仲介しないと出願が困難である場合等、特段の事情がある場合は、当該事情と各代理人における費用見積もり等を<u>申請時に申告した場合に限って</u>、補助対象と認める場合もあります。 ・ 銀行振込手数料・送金手数料及び振込に要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)
翻訳費用	<p>翻訳に要する費用(「単価/ 1WORD × WORD 数」)等の内訳を請求書に明記</p> <p>※国によっては、明細書の翻訳版を、後日(出願から所定期限内)に提出することが認められている国もありますが、その場合は、<u>実績報告書の締め切り日までには必ず</u>翻訳文の納品を完了してください。</p>

【助成対象外経費の例】

- ・ 先行技術調査に係る費用
- ・ 本補助金の申請書作成、実績報告書作成に係わる費用
- ・ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等
- ・ 外国特許庁に出願料を支払った後、後日、外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用(中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等)
- ・ PCT 国際出願の国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)
- ・ 日本国特許庁に支払う印紙代

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき